違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.19　2021年3月3日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 B2
*8月から住所が変わりました
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : https://anpoiken.jp

いま改めて問う、安保法制違憲訴訟における司法の使命

安保法制違憲訴訟の会　共同代表　福　田　　護

いま、私たちは関ヶ原を迎えています。全国25件の安保法制違憲訴訟の半数近くが、この6月までの間に判決ないし結審を迎えます。そして残念ながら、これまでに8つの、字義どおりの不当判決が出されてきました。

昨2020年10月1日の前橋地裁判決は衝撃でした。「法の日」にあってはならない判決でした。愕然とさせられたのはとくに、この判決理由が、安保法制法の初歩的な理解すら誤っている、余りにもお粗末な2019年11月7日の東京地裁国賠判決（前澤達朗裁判長）に酷似していることでした。

2019年6月13日、私も臨席させていただきましたが、前橋地裁の法廷で証人に立った宮﨑礼壹元内閣法制局長官は、集団的自衛権行使の禁止は、歴代政府の「憲法実践、国家実践」だったのであり、安保法制は一見明白に違憲であると断言されました。この証言は、裁判官に安保法制前の半世紀にわたる政府の憲法解釈の重さを突き付け、安保法制違憲訴訟に直面する司法に、その真価を問うものでした。しかし前橋地裁は、この使命から逃避し、安保法制の理解すらできていない恥ずべき東京地裁に追従したのでした。

改めて指摘しておきますが、驚くべきことに東京地裁国賠判決は、米軍等の武器等防護の規定を集団的自衛権の行使と混同し、駆け付け警護の武器使用と共同宿営地防護とを取り違えています。これで、人を裁く資格などありません。

そして、これまでの地裁判決は、どれもこれも、「現時点においてまだ我が国が他国による武力行使の対象とはされていないから」、「戦争が切迫していないから」、原告らの安保法制による戦争の危険に対する恐怖や不安は保護の対象ではない、という屁理屈を述べて国家賠償請求を棄却しているのです。これでは、戦争が始まってからでなければ裁判所は救済しない、というに等しいものです。さらに、この理屈で原告らの平和的生存権や人格権の侵害を否定することによって、すべての判決が、安保法制の憲法判断を回避しているのです。

こういう非常識な屁理屈に、すべての判決が右ならえをしていることに、私は何よりも戦慄を覚えます。ほかの判決にならっておけば無難だ――そういう安直な姿勢が目に余ります。裁判官の独立はどこへ行ってしまったのでしょうか。

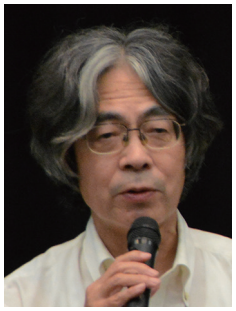

これから全国の判決ラッシュの時期を迎えるに当たって、このような判決の流れを、どうしても変えていかなければなりません。こういう司法の劣化を放置することはできません。そして裁判官に、正面から、安保法制の違憲性に、宮﨑証言に、向き合ってもらわなければなりません。

2015年9月、あの異常な強行採決のなかで「制定」された安保法制のもとで、憲法9条の「平和国家」も、「専守防衛」ということばも空疎に響くほど、自衛隊は攻撃的性格を強め、米軍との一体化を急速に進め、敵基地攻撃論までも台頭してきています。いま、この国を立ち止まらせることができるのは、司法の違憲審査権を措いてほかにありません。

いまこそ、ことの緊要性を市民の皆さんと共有し、世論を作り、改めて司法にその使命を自覚してもらう、そのための取組に全力をあげなければなりません。

去る1月25日、安保法制違憲訴訟に常任的に携わっている弁護士一同236名は、連名で、上記の趣旨を書き記した「安保法制違憲訴訟弁護団統一意見書」を作成し、司法記者クラブに加盟するメディア各社にこれをお送りしました。各地弁護団は、これをそれぞれの裁判所に提出することにしています。

また、上記の趣旨を広く訴えるため、東京の安保法制違憲訴訟の会で、B5版二つ折りのリーフレットを作成しました。

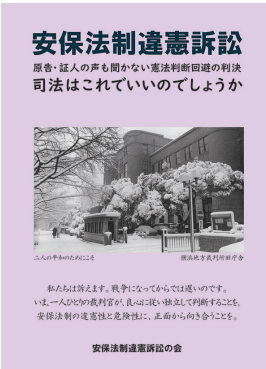

これらを活用しながら、裁判所を、そしてこれからの判決を変えていきましょう。

* リーフレットのお申し込みは p.6 をご覧ください。

東京国賠訴訟　控訴審第1回口頭弁論　報告

弁護士　杉　浦　ひ　と　み

東京の国賠訴訟は、２０１９年１１月２０日に控訴した後、２０２０年７月２日に進行協議を行い、次回もコロナ禍の人数制限があるので、一般公開ではなく、なるべく控訴人に入廷してもらうのがいいだろうという裁判所の提案で、２回めの１０月８日も進行協議という形を取りました。場所は大法廷を使って行っていました。この間に証人申請をし、時間をとって必要性を説明するなど、実質的なことも行って来ました。２０２１年１月１３日は、公開の法廷を開催する第１回目の口頭弁論期日となりました。傍聴者は新型コロナの感染防止のため、半数以下に絞っての入廷でした。

控訴人側からは、控訴状・控訴理由書・準備書面等の陳述の他、高作正博教授意見書小林武教授意見書を含む証拠の提出をしました。

第１回目ということで、控訴人と代理人の陳述に５０分をもらいました。

トップバッターの控訴人菱山南帆子さんは、新型コロナウイルスの感染拡大の世界的な危機の前で、莫大な費用をかける軍備は何の役に立つのかという矛盾を指摘した上で、安保法制によって、目に見えないところで人の心の壁が壊される、社会の空気が殺伐としてきている、安保法制で国が変わったという実感を、障害者施設で働く彼女自身の視点で語りました。控訴人渡辺敦雄さんは、映像を用いて原発の脆弱性を説明し、国土の周囲に原発を置いていることから、日本が安全に暮らすためには、日本への攻撃や敵意を誘発する安保法制は、日本全土を危うくすると危機感を持って陳述しました。

代理人からは，寺井弁護士がこの裁判の重要性について語り、ジョン・ロックの「法が終わるところ、暴政が始まる」という言葉を引いて訴えました。福田弁護士は「原判決は判決としての最低限の要件を欠いている。司法の劣化ここに極まれり。」と述べ、さらに、「こんな裁判官に裁判をしてほしくない。――私が原判決を通読して直面したのは、信じがたいほどの判決の杜撰さを目の当たりにしたことによる、裁判所というものに対する深い失望感と脱力感でした。」とこれまでにない厳しい言葉で、この事件に取り組む裁判所の姿勢への批判をしました。古川弁護士からは海外の事態を指摘し、平和的生存権、人格権など控訴人らの権利がいかに侵害されているのかを語りました。伊藤弁護士からは、全国で提訴している２５の裁判で、すでに判決のでた７つの裁判のうち、符合している点について、小林武先生の意見書を引きながら批判をしました。

また、この訴訟に対して、全く何も答えない国側の姿勢に対しては、弁護団から裁判所に釈明を求めておりましたが、法廷での裁判所の問いかけに対し国側は、「必要なし」との回答しかしませんでした。あまりに不誠実な対応でした。

2021 年 1 月 13 日裁判所前アピール

さて、今回は、進行協議のときから必要性を伝えてきた専門家証人の採否について、裁判所が判断をすることになっていました。弁護団は、もし誰も採用しないのであれば忌避も辞さない覚悟でいましたが、裁判所は、半田滋さん一人の採用を認めました。そして、裁判所から、「既に提出されている意見書等に表れている部分は省き、主尋問は 40 分でお願いしたい。裁判所からも、補充尋問を行う可能性もある」との発言がありました。弁護団は、裁判所が証人の言葉をより深く理解してくれる姿勢であると前向きに考えて、証人尋問に取り組もうと準備をすすめています。

半田滋さんの証人尋問は、4 月 26 日 15 時から、東京高裁１０１号法廷で行われます。コロナの時期ですが、体調にお気をつけてお集まりください。

防衛ジャーナリスト半田滋さんの各裁判所での証言

半田さんには、これまで 7 つの裁判所で証人として証言をしていただきました。半田さんの各地での証言を簡単に紹介します。（弁護士　有岡佳次朗）

【前橋地方裁判所（2019 年 6 月 14 日）】

- 新安保法のもとでは、武装勢力が宿営地に入ってきた場合に自衛隊が攻撃を受けていなくても宿営地の共同防護として武器が使用できるようになっている。
- 海上自衛隊における 2018 年の米艦防護の回数は前年の 8 倍に上っており、共同訓練を契機として武力衝突が生じる可能性がある。
- 日本が 10 年に一度程度戦争を起こしているアメリカの戦争に巻き込まれる蓋然性が高い。

【横浜地方裁判所（同年 10 月 31 日）】

- 新安保法の制定によって、これまでできなかった発進準備中の航空機への燃料の補給や、弾薬の提供などもできるようになった。
- 戦争になった際、相手の出撃基地を攻撃するのは軍事のイロハのイだから海外にある唯一の本格的な艦艇修理ができる設備のある横須賀基地やヘリコプター部隊がある厚木基地は攻撃対象になるため、周辺住民が戦争に巻き込まれるのは具体的に想定される危険である。

「安保法制違憲訴訟・女の会」忌避申立てについて

女の会事務局　柚　木　康　子

「女の会」裁判は，原告１２１名，弁護団９名の全員が女性です。

２人目の裁判長は，原告全員の陳述書の提出を要請し，２０１９年7月１２日の口頭弁論において，証人１名と原告１３名の尋問を決定しました。

ところが１０月８日の口頭弁論で，事前に何の連絡もなく裁判長が変わりました。尋問を決めた裁判長ではなく，この３人目の裁判長のもとで１２月１３日と２０２０年１月３１日に尋問が行われたのでした。

さらに２０２０年９月１１日の口頭弁論で，またも裁判長が変わりました。４人目の裁判長は「原告本人尋問，証人尋問を終え，判断未了であるのは横畠元内閣法制局長官の証人尋問の採否と，文書提出命令の採否である」とし，これらを次回期日に判断すると言ったのです。私たちは弁論を継続すべきとの書面を提出し，１０月３０日の口頭弁論に臨みましたが，裁判長は「原告側の多数の証拠によって判断できる時期に来たため，次回で結審を予定する」と発言しました。すかさず，弁護団が結審に至るには当たらない理由を述べ，原告亀永さんも文書提出命令に関連して知る権利を保障して欲しいと訴えましたが，裁判長は結論を変えませんでした。

ところが後日，この裁判長が「女の会」の裁判を担当している民事１０部ではなく，民事６部所属の裁判官であることがわかりました。そこで，弁護団は訴訟指揮に対する異議申立書，なぜ６部の裁判長が１０部の裁判長となったかの理由や根拠，決定機関，決定のための会議の開催日時などについての求釈明書等を提出し，２０２１年1月１２日には新たな証人申請もしました。しかし何の回答もなく，1月１９日には裁判官忌避の申し立てもしました。2月１２日に８日付の忌避申立て却下の文書が届き、即時抗告を行いました。

裁判所が憲法に基づく使命を放棄し，政権にとって不都合な真実を歴史から消し去ることに手を貸すなら，それは憲法の否定と戦争への道を意味しています。「女の会」は，原告らが憲法前文の「われら」としてその価値を実現しようと粉骨砕身努力をし，戦前・戦中・戦後を戦争と家父長制に抗って切り開いてきた自尊にかけて，このような力の行使に屈するわけにはいきません。この取り組みは歴史の記録に残さなければなりません。それは正義であり，憲法の価値を実現しようと日々格闘してきた民衆の真実であり，これを後世の人たちに歴史の教訓とともに繋ぐことが憲法が世界に向かって宣言する「われら」の責務に応えることだからです。闘いはこれからです。

【さいたま地方裁判所（2020 年 8 月 5 日）】

- 米軍防護をするために米艦艇を守って、攻撃を仕掛けてきた他国の艦艇などに自衛隊が攻撃を仕掛けると、外形的には集団的自衛権の行使と判断されても仕方ない。
- 新安保法制定後の自衛隊は憲法 9 条に縛りのない軍隊に等しい組織である。

【長野地方裁判所（同月 28 日）】

- 新安保法がなければ重要影響事態の認定も存立危機自体の認定もないことから、日本が戦争に巻き込まれることがないといえるが、新安保法が北朝鮮による日本攻撃という話を結びつけてしまっている。
- 歴史に鑑みてアメリカが二度と戦争をしないことはまずないのであり、日本がアメリカの戦争に加担していけば、日本国民に対する攻撃の蓋然性は高まる。

【釧路地方裁判所（同年 9 月 15 日）】

- 新千歳空港は千歳基地を兼ねており、ここにアメリカのオスプレイがやってくるという形で自衛隊基地も米軍基地も等しく日米一体化ということで使っていこうというということになっており、そういう地域が攻撃の対象とされるのは当然である。
- 重要防護施設に指定されている泊原子力発電所への攻撃等に対する具体的な手立てがなく、いつでも泊原発を破壊して道民を生活できない環境に追い込むことは簡単である。

【札幌高等裁判所（同月 18 日）】

- 日本は特に中東で尊敬を集める平和国家といわれていたが、イラク特法派遣から、現在ではかつて中東を侵略してきた十字軍と同じ立場にいると見られている。
- 新安保法がアメリカの戦争を支援する目的で制定された恒久法であることを考えれば、戦争に巻き込まれる可能性は新安保法制定前と比べ格段に増えたと断定せざるを得ない。

【宮崎地方裁判所（同年 10 月 2 日）】

- 新安保法ができたことで自衛隊が海外にまで出向いて米軍と武力一体化をしたり、米軍とともに戦ったりすることから、自衛隊の性質を大きく変える法律になった。
- 米軍防護のところで最も問題なところは武器使用の判断は自衛官に委ねられている、23 万人の自衛隊の誰もが米軍防護のために武器使用が認められる、すなわち集団的自衛権の行使に踏み切ることができる。
- 米軍は日米共同訓練の際に米軍基地を専ら使っていたものが、自衛隊施設を共同使用するようになり、現在は民間の施設まで使うようになった、日米の一体化というのが軍のみならず民間レベルにまで新安保法施行後に広がってきている。

第２回市民集会「私たちは戦争を許さない」報告

弁護士　内　村　涼　子

２０２１年1月２１日，２０２０年内に新型コロナウイルスの感染状況にかんがみて２度延期された市民集会を，オンラインで開催しました。当時の東京の新型コロナウイルス感染の状況からすると，リアル会場での開催が難しいと判断しての初めての試みでした。直前の告知となってしまったにもかかわらず，全国から１８０名近くの方がオンライン集会に参加をしてくださいました。中には，一つのPCを使って複数名で視聴してくださったという方もいたようでした。

集会では，冒頭，東京訴訟の原告でもある志田陽子教授（憲法学）がYoutubeにアップされている「歌でつなぐ憲法の話」ダニーボーイ編の動画を放映しました。志田先生の歌に乗せ，多くの写真と文字で憲法９条の価値，平和とは，と語りかける動画は，一瞬で引き込まれるものでした。

そして，寺井一弘弁護士によるご挨拶のあと，長野弁護団の原告でもある又坂常人教授（行政法）による「安保法制裁判の歴史的意義」と銘打った基調講演がありました。また，各地の弁護団を代表して，道東訴訟の斎藤道俊弁護士，群馬訴訟の下山順弁護士，山口訴訟の内山新吾弁護士から各訴訟の状況についてご報告し，第１部の最後には，半藤一利さんを偲び東京訴訟の弁護団とのやりとりの様子などを杉浦ひとみ弁護士から紹介しました。

第２部では，冒頭に山田洋次監督，井戸謙一弁護士（元裁判官），青井未帆教授（憲法学）からいただいたメッセージを司会が代読し，その後，防衛ジャーナリストの半田滋さん，元内閣法制局長官の宮崎礼壹さん，参議院議員の小西洋之さんによるリレートークを行いました。短い時間ながら，お三方ともそれぞれの専門的見地から貴重なお話をしてくださいました。また，志田陽子教授，飯島滋明教授からの動画メッセージを放映し，伊藤真弁護士からはこれまでの全国の弁護団の闘いを振り返り，今後の展望を語っていただきました。市民集会の締めくくりとして，東京弁護団の棚橋桂介弁護士から熱くアピール文が読み上げられ，これを今回の市民集会アピールとして採択することとしました。市民集会アピールを以下，引用します。

安倍政権は，２０１４年７月１日に集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い，多くの国民市民はもとより，圧倒的多数の憲法学者，最高裁判所長官や内閣法制局長官の経験者等あらゆる分野の有識者の強い反対にも拘わらず，２０１５年９月１９日未明の強行「採決」によって，新安保法制を「成立」させる歴史的暴挙を犯しました。

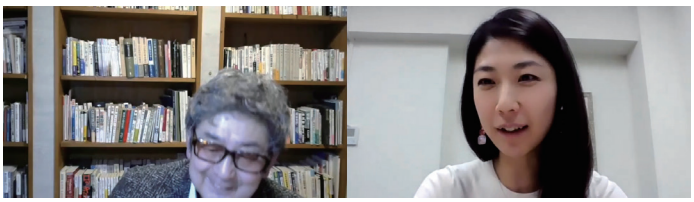

戦争への道を切り拓き，この国のあり方・国柄を根本的に変えることになる憲法９条の実質的改定が，従来の政府解釈を無視した一内閣による「解釈改憲」という前例のない政治的手法―石川健治・東京大学教授によれば法秩序の連続性を破壊するクーデター―によって実現されるに至ったことを，私たちは決して忘れてはなりません。

このような安倍政権の遠方破壊行為に対し，私たちは安保法制違憲訴訟を提起することを決断し，現在，２２の裁判所で２５件の訴訟が闘われております。

この訴訟の道のりは，決して平坦なものではありません。これまでに７つの地裁判決が出されていますが，いずれも，判で押したように，平和的生存権は具体的権利ではない，戦争の危険性はないのだから人格権の侵害はない，憲法改正の発議がなされていない以上は憲法改正・決定権の侵害はない，という空疎な内容のものでした。

我が国の司法はその機能を完全に失い，国民主権も三権分立制度も画餅となっているとの危機感を抱かずにはいられません。

しかし，既に結審となり判決を待つ状態になっている訴訟を含め，専門家証人を採用する流れが全国的にできつつあり，希望はあります。

私たちは，全国の各裁判所に対し，証人尋問によって各専門分野の知見や経験に謙虚に耳を傾け，戦場の生々しい実態，新安保法制がもたらす戦争の危険，そして戦争とは何なのか，どのように始まるのか，コントロール可能なものなのか，今原告らの平穏な生活がどのように脅かされているのか，そして日本のあり方・国柄がどう変えられつつあるのか等を虚心坦懐に検証し，この国の採るべき針路について深く思いを致し，司法にできること，なすべきことに心を砕いていただきたいと，強く念じています。

新安保法制以来，自衛隊の攻撃的性格が強化され，敵基地攻撃能力保有の議論が進められるとともに，検事長の勤務延長問題，日本学術会議会員の任命拒否問題等が生じており，日本のあり方・国柄が，平和に対する態度においても，法や理性・知性を重んじるか否かという点でも，大きく変わってしまったことは明らかです。

私たちが声を上げ続けなければ，平和主義はますます後

退させられ，戦争の危険は増大し，法も理性も知性も顧みない国のありようが固定化されてしまいます。

このような国のあり方は，憲法と整合するものでしょうか。答えは明らかです。反憲法・反立憲主義・反平和主義の策動が戦後最も強くなっている今ほど，国民・市民が，この国が，司法によるチェックを必要としているときはありません。

私たちは司法に対し，国民・市民の厳粛な信託に正面から向き合い，本訴訟において適切かつ真摯にその職責を果たし，一見明白な違憲立法である新安保法制に対する憲法判断を行うことを求めるとともに，司法がその職責を果たせるよう，私たち自身も，自らに課せられた歴史的責務として，国民・市民のあらゆる知性と力を総結集して安保法制違憲訴訟を闘い抜くことを誓います。

初めてのオンライン集会は，その準備期間や告知期間の短さから，不手際もありつつ，新たな可能性も感じる機会になりました。報告集も寺井弁護士のご尽力で完成しましたので，今後の展開を考えていきたいと思っています。

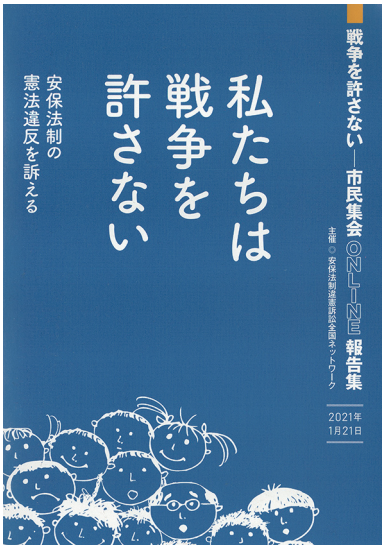

安保法違憲訴訟(沖縄)の福岡高裁那覇支部判決に抗議する

2021年2月18日　沖縄安保法違憲訴訟弁護団

1 本日、福岡高裁那覇支部において、安保法の違憲性を問う訴訟の控訴審判決が下された。

結論は、１審同様に原告らの請求を退けるものであり、安保法が違憲であるとの原告らの主張を裁判所は認めてなかった。この点については、１審判決同様、安保法のごとく憲法の根幹を揺るがしかねない重大かつ深刻な問題に対して司法権を担う裁判所が真摯に向き合おうとしない姿勢、そして憲法を頂点とする立憲主義が崩壊していくことへの強い危惧という批判がそのまま当てはまる。

2 しかし今回の控訴審判決の不当性は、その点にとどまらない。

控訴審第１回期日において、原告らは、１審で排斥された主張を補強すべく、１審で採用されなかった専門家証人の尋問を改めて申請し、その意見書作成を準備中である旨述べようとした。ところが裁判所は、これを遮るようにしていきなり審理を終結させ、判決言い渡し期日を指定する、という暴挙に出た。

原告らの今後の立証予定を聞き、それを検討するのではなく、これを遮るようにして結審を強行した裁判所の態度は、原告らの訴訟活動を封じることを意図した露骨な訴訟指揮というほかなく、安保法の違憲性を認めないという予断を最初からいだいていたとしか考えられない。

しかも、いまだ沖縄県独自の緊急事態宣言が解除されていない中で、判決言い渡し期日の変更を求めた原告らの申立てをも一顧だにしなかった。これでは、高齢者も多い原告らの裁判を受ける権利（憲法 32 条）は有名無実となってしまう。

3 現在、全国の裁判所で同種訴訟が係属しており、控訴審に移行しているものもある が、全国の高等裁判所の中でも、今回の福岡高裁那覇支部のような不当な訴訟指揮を行った裁判所は存在しない。

札幌地裁は、原告本人尋問も専門家証人の尋問も採用しなかったが、その控訴審である札幌高裁は一転して複数の専門家証人の尋問を採用した。東京地裁は、原告本人尋問のみ採用し専門家証人の尋問を採用しなかったが、その控訴審である東京高裁は、やはり専門家証人の尋問を採用している。

ところが、この沖縄訴訟では、那覇地裁は原告本人尋問のみ採用したにとどまり、しかも今回控訴審の福岡高裁那覇支部は、専門家証人の尋問を一切採用しなかったのである。

4 日本国憲法は、立法や行政からの司法権の独立を明言し、さらに裁判所に違憲審査権を与えることによって（憲法 81 条)、三権分立の原理をより実質化しようとした。

ところが今般の福岡高裁那覇支部の判決とそこに至る訴訟指揮の不当性は、三権分立原理がもはや空洞化しているのではないか、との懸念をいだかせる。

われわれは、今回の判決とそこに至る訴訟指揮の不当性を断じて許すことができな い。立憲主義と平和主義を根幹とする憲法を守りぬく努力をさらに継続する所存である。

リーフレット大作戦

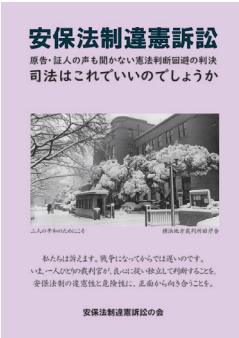

２つ折り、出来上がりサイズ B5 のリーフレットを作成しました。

１セット（100 枚）500 円（※送料無料）でお分けします。

頒布にご協力ください。

[お問合せ]

電話 03-3780-1260

FAX 03-3780-1287

Mail : office@anpoiken.jp

ネット上のフォームからもお申込みいただけます。

https://anpoiken.jp/2021/02/04/leaflet/

全国の提訴・裁判の状況（2021 年2 月末現在）

高裁	裁判の内容	次回期日
東京	東京国賠	4 月 26 日 15:00 * 第 2 回 証人尋問
	東京差止・国賠	5 月 20日 14:00 * 第 1 回 *3 月 19 日 15:00 進行協議期日
	群馬	5 月 27 日 14:00 * 第 1 回
札幌	差止・国賠	5 月 26 日 15:00 判決
大阪	差止・国賠	4 月 16 日 14:00 判決
高松	高知 国賠	地裁差戻し
福岡（那覇支部）	沖縄 国賠	2 月 18 日 判決

地裁	裁判の内容	次回期日
釧路	国賠	3 月 16 日 14:00 判決
福島（いわき）	国賠	5 月 19 日 13:30
神奈川（横浜）	差止・国賠	* 次回期日未定
埼玉（さいたま）	国賠	3 月 17 日 11:00 判決
東京	女の会 国賠	* 忌避申立て中
山梨（甲府）	国賠	3 月 30 日 13:10 判決
長野	国賠	6 月 25 日 10:30 判決
愛知（名古屋）	国賠	4 月 23 日 11:00
京都	国賠	4 月 15 日 15:00 結審
岡山	国賠	3 月 17 日 11:00
広島	差止・国賠	4 月 21 日 10:00
山口	国賠	3 月 3 日 14:00 結審
高知（差戻し）	国賠	5 月 21 日 13:30 * 第 2 回
福岡	国賠	3 月 23 日 14:00
	差止・国賠	6 月 9 日 13:30 判決
長崎	国賠	3 月 1 日 14:30 結審
大分	国賠	5 月 20 日 11:00
鹿児島	国賠	3 月 5 日 15:00
宮崎	国賠	5 月 26 日 13:10 判決

東京高裁 次回期日

※当日のスケジュールは変更になる可能性があります。

【高裁 国賠 第 2 回期日】4 月 26 日（月）

14:00 裁判所前アピール

14:30 傍聴券抽選

15:00 開廷 101 号法廷　* 証人尋問（半田滋氏）

17:00 報告集会 * 議員会館を予定しています。

18:30 原告集会

【高裁 差止め 第 1 回期日】5 月 20 日（木）

13:00 裁判所前アピール

13:30 傍聴券抽選

14:00 開廷 101 号法廷

16:00 報告集会 * 議員会館を予定しています。

17:30 原告集会

【高裁 群馬 第 1 回期日】5 月 27 日（木）

14:00 開廷　* 詳細未定

※群馬の裁判も高裁からは東京の裁判所で行われます。

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

東京でもいよいよ控訴審が始まりました。より多くのみなさんに情報を届けるため全国の市民団体にニュースのサンプルをお届けしています。送って欲しい団体がありましたら、office@anpoiken.jp までお知らせください。

運動を拡大するため、郵送等の費用が増大しております。多くの方のご支援をお願いします。年会費一口 3000 円（何口でもかまいません）です。すでに支える会の会員の方は、引き続きご支援をお願いします。

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222　fax.03-5289-8223
E-mail soshou.sasaeru@anpoiken.jp
*メールアドレスが変わりました

［年会費振込先］

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店　　番：〇一九（ゼロイチキュウ）

預金種目：当座　口座番号：0514288